

## 解禁

ラジオ・テレビ・インターネット

3月27日（金）17時以降

新聞 3月28日（土）朝刊以降

令和8年3月24日

生涯学習・文化財課

担当 鹿間・松本

(内線 5346)

直通 087-832-3786

## 県指定有形文化財（工芸品）の指定について

香川県文化財保護審議会（会長 <sup>えべす ひかる</sup> 胡 光）は、令和8年2月27日に開催した同審議会の審議・議決を経て、県指定有形文化財（工芸品）2件の指定について、香川県教育委員会に対し、指定は適当であるとの答申を行いました。

今後、今月に開催される県教育委員会3月定例会での審議・議決を経て、指定される見込みですのでお知らせします。

### 記

#### 1 県指定文化財の指定

区分	名称及び員数	所有者	所在地
有形文化財 （工芸品）	<sup>ついでこくまつがうらこうごう</sup> 堆黒松ヶ浦香合 <sup>たまかじぞうこく</sup> 玉楮象谷作 3合	香川県	高松市
有形文化財 （工芸品）	<sup>いっかくいんろう</sup> 一角印籠 <sup>たまかじぞうこく</sup> 玉楮象谷作 附 木製箱 天保十年己亥仲秋玉楮正直謹製墨書 1具 1箱	香川県	高松市

#### 2 指定される文化財の概要

##### 玉楮象谷（1806-1869）

讃岐漆芸の祖と呼ばれる漆工。江戸時代後期に活躍し、高松藩主の御用を務めるなどした。中国・東南アジアの漆工品を参考に、彫りの技術を活かして漆器を製作し、その技法は彫漆・蒔罨・存清として現在にも伝わる。

##### （1）堆黒松ヶ浦香合 玉楮象谷作（詳細は別紙1のとおり）

###### ○玉楮象谷の堆黒作品

象谷が用いた彫漆には、<sup>ついでしゆ</sup> 堆朱・<sup>ついでこく</sup> 堆黒・<sup>こうかりよくよう</sup> 紅花緑葉といった技法があり、「堆黒松ヶ浦香合」は塗り重ねた黒漆を彫る堆黒によるもの。象谷自筆の手記「御用留」（高松市指定有形文化財）から嘉永4年（1851）に製作したと考えられ、製作年が推定できる象谷の堆黒作品で初期の作例。堆黒の象谷作品の県指定は初めてである。

###### ○高松藩主の御用

高松松平家の10代藩主・松平頼胤<sup>よりたね</sup>の御用で18合製作したことが「御用留」に記される。蓋表は和歌18文字（「<sup>まつやまの</sup> 松山農 <sup>まつのうらかぜ</sup> 黍浦風 吹よせは <sup>ひろいてしのべ</sup> 拾飛天忍遍 <sup>こいわずれがい</sup> 恋忘貝」）と二枚貝が表される。和歌は、「讃岐へまかりける人につかはしける」の詞書がある、讃岐とゆかりのあるもの。香合1つずつに蓋表の和歌一字を隠し彫りしたとされ、高松松平家に伝来した本作も蓋裏の側面と身の合口の内側にそれぞれ「山」、「農」、「風」の文字が線彫りされている。

## (2) 一角印籠 玉楮象谷作 (詳細は別紙2のとおり)

### ○彫りの精緻さ

本作は象谷の彫りの技術が遺憾なく発揮されていると言える。挾家きやくけの全面に無数の生物等が彫られ、精巧に彫り込まれた虫類は胴や足の節から触覚や羽に至るまで、数mmの大きさで表現されている。印籠を納める箱や「御用留」には、挾家に合計1,086の生物等を彫ったことが記され、この記載はある程度実数が反映されているものと考えられる。

### ○9代藩主との関わり

挾家や重じゆうの底部には製作年や象谷の名が彫られ、収納された箱の記述も参考にすると、象谷が天保10年(1839)8月に製作したことが分かる。「御用留」には高松松平家の9代藩主・松平頼恕よりひろから材料が与えられ、彫る手間を献上したとある。9代藩主時代における象谷と藩主との関わりが確認できる文化財であり、重を挾家に収納する構造やイッカクの牙・烏犀角うしがいかくの素材は、印籠の形態・品質としても珍しい。

## 3 県指定有形文化財の件数

【現 状】有形文化財	126件 (内、工芸品 23件)
県指定文化財	228件
【指定後】有形文化財	128件 (内、工芸品 25件)
県指定文化財	230件

## 4 文化財の写真

配布したディスクに保存した画像を使用する場合は文化財の名称とクレジット表記をお願いします。

「香川県立ミュージアム蔵 (画像提供：香川県立ミュージアム)」

※なお、本画像は、今回限りでのご利用をお願いします。

### 【参考】玉楮象谷作品の県指定状況

名称	所有者	指定年月日	技法
蒟醬料紙箱及び硯箱 玉楮象谷作 1具 附 硯箱付属文具 1式	香川県	令和元年9月13日	蒟醬
堆朱鼓箱 玉楮象谷作 狩野永笑図 1合	個人	令和元年9月13日	彫漆 (堆朱)
存清鏡箱 玉楮象谷作 1合 附 菊花散らし梵字鏡 1面	圓通寺	令和元年9月13日	存清

## 指定説明書

種 別	有形文化財（工芸品）
名称及び員数	ついでこくまつがうらこうごう たまかじぞうこく 堆黒松ヶ浦香合 玉楮象谷作 3合
所在の場所	高松市玉藻町5番5号（香川県立ミュージアム）
所有者の 氏名及び住所	香川県（高松市番町四丁目1番10号）
法 量	径8.6cm 高2.4cm（山） / 径8.6cm 高2.4cm（農） / 径8.6cm 高2.4cm（風）
品質技法	木胎・漆 円形の印籠蓋造りの香合。素地は木製。下塗りをした素地に、朱漆地を塗り、黒漆を塗り重ねて文様を彫り出す堆黒技法による。
作 者	玉楮 象谷
年 代	江戸時代 嘉永4年（1851）
指定理由	<p>玉楮象谷(1806-1869)は江戸時代後期に高松藩主の御用を務めるなど活躍した漆工。中国・東南アジアの漆工品から、彫りの技術を活かした独自の漆芸技法を編み出した。彫漆・蒟醬・存清のこれらの技法は現在にも伝わり、讃岐漆芸の祖と称される。このうち、彫漆は中国に起源がある、塗り重ねた漆を彫って文様を表す技法で、さらに、堆朱・堆黒・紅花緑葉に細分される。</p> <p>本作品は彫漆のうち堆黒による作例で、大胆な彫り下げによる輪郭、なめらかな成長線を彫る貝や文字に対して、背景は朱漆地まで彫り下げ、細かな青海波を表現しており、朱漆と黒漆のコントラストによって貝や文字をより浮かび上がらせる等、自らの彫漆の技術を発揮し、和物漆器として完成させたものである。</p> <p>蓋表の「松山農 黍浦風 吹よせは 拾飛天忍遍 恋忘貝」は『後拾遺和歌集』に収められた「讃岐へまかりける人につかはしける」の詞書がある中納言定頼の和歌で、讃岐とゆかりが深い題材である。18合の香合1つずつに蓋表の和歌の文字一字を隠し彫りしたとされ、高松松平家に伝来した本作も香合の蓋裏の側面と身の合口の内側にそれぞれ「山」、「農」、「風」の文字が線彫りされている。嘉永4年に高松松平家の10代藩主松平頼胤<small>よりたね</small>の御用で製作したことが象谷自筆の手記「御用留」（高松市指定有形文化財）に記され、製作年の推定が可能な象谷の堆黒作品で初期の作例となる。</p> <p>以上のことから、本県の工芸史上又は文化史上特に貴重なものとして、文化財の指定措置を講じ、保護を図るものとする。</p>
指定基準	有形文化財 工芸品の部 2 本県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの



堆黒松ヶ浦香合 玉楮象谷作



堆黒松ヶ浦香合（部分）

画像提供：香川県立ミュージアム

## 指定説明書

種 別	有形文化財（工芸品）
名称及び員数	いっかくいんろう たまかじぞうこく 一角印籠 玉楮象谷作 1 具 附 木製箱 1 箱 天保十年己亥仲秋玉楮正直謹製墨書
所在の場所	高松市玉藻町 5 番 5 号（香川県立ミュージアム）
所有者の 氏名及び住所	香川県（高松市番町四丁目 1 番 10 号）
法 量	挾家：縦 8.6cm 横 5.5cm 奥 2.9cm 重：縦 7.2cm 横 3.9cm 奥 1.8cm 根付：直径 5.4 cm 厚 2.0 cm 緒締玉：直径 2.7 cm
品質技法	挾家：イッカク牙 重：烏犀角（黒犀角） 根付：黒檀 緒締玉：珊瑚 動物の牙を彫る牙彫による。形態は、偏円筒形の容器（挾家）に、印籠蓋造の三段重を収納する印籠。挾家は筒状の本体の上下を棧蓋造の蓋で閉じる。挾家の上蓋・底蓋の両端の孔、胴の両端の隠し紐通し孔に紐を通す（紐は後補）。紐には、中央部に膨らみをもたせた円盤状の根付と珊瑚珠の緒締を付ける。
作 者	玉楮 象谷
年 代	江戸時代 天保 10 年（1839）
指定理由	<p>玉楮象谷（1806-1869）は江戸時代後期に高松藩主の御用を務めるなど活躍した漆工。中国・東南アジアの漆工品から、彫りの技術を活かした独自の漆芸技法を編み出した。彫漆・蒟醬・存清のこれらの技法は現在にも伝わり、讃岐漆芸の祖と称される。</p> <p>本作は挾家に無数の生物等が彫られ、精巧に彫り込まれた虫類は胴や足の節から触覚や羽に至るまで、数mmの大きさで表現されている。挾家に合計 1,086 の生物等を彫ったことが、共箱や象谷自筆の手記「御用留」（高松市指定有形文化財）に記され、この記載はある程度実数が反映されているものと考えられる。本作は漆芸ではなく、動物の牙を彫る牙彫によるものであるが、象谷の彫りの技術が遺憾なく発揮された作品と言える。</p> <p>挾家底部に「保亥仲秋 玉楮正直謹製」、重底部に「象谷刀」の陰刻があり、共箱の記述も参考にすると、象谷が天保 10 年 8 月に製作したことが分かるほか、「御用留」には高松松平家の 9 代藩主松平頼恕<small>よりひろ</small>から材料が与えられ、彫る手間を献上したとあり、9 代藩主時代における象谷と藩主との関わりも確認できる。また、重を挾家に収納する構造やイッカクの牙・烏犀角の素材は、印籠の形態・品質としても珍しい。</p> <p>以上のことから、本県の工芸史上又は文化史上特に貴重なものとして、文化財の指定措置を講じ、保護を図るものとする。</p>
指定基準	有形文化財 工芸品の部 2 本県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの



一角印籠 玉楮象谷作



木製箱 蓋裏



一角印籠 (部分)



画像提供：香川県立ミュージアム